

2026年5月13日

株式会社りそな銀行  
みずほ信託銀行株式会社  
三井住友信託銀行株式会社  
三菱UFJ信託銀行株式会社

## 企業年金給付手続き等のオンラインシステム 「LIBE(ライブ)企業年金マイページ」サービスご提供について

確定給付企業年金の受託機関である、株式会社りそな銀行(代表取締役社長:千田 一弘)、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:笹田 賢一)、三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:米山 学朋)、三菱UFJ信託銀行株式会社(取締役社長:窪田 博)、の4社(以下、総称して「信託各社」といいます。)は、かねてより、企業年金給付手続き等のオンライン化実現のため、株式会社ワークシー※(代表取締役:井本 憲史)が開発中の「企業年金給付手続き等のオンラインシステム」(愛称「LIBE 企業年金マイページ」)を共同利用することを検討してまいりました。

この度、企業年金のお客さまへのサービスご提供に向けた準備を開始しましたことをお知らせいたします。

※ 同社は、2025年4月7日に、株式会社ソフトセブンコンサルティングから株式会社ワークシー(登記社名 株式会社 Workthy)に社名変更いたしました。

### 1. 「LIBE 企業年金マイページ」共同利用の背景・目的

現在、多くの企業活動および行政手続きにおいて、DX(Digital Transformation)が急速に進展し、オンライン化・ペーパーレス化による業務効率化が広く浸透しています。

一方、確定給付企業年金の分野においては、基金様・事業主様と信託銀行との間の手続きにおいて一部オンライン化が進んでいるものの、企業年金給付手続き等に係る個人のお客様(受給権者様)と基金様・事業主様とのやり取りの多くは、依然として書面による手続きが一般的となっています。

このような状況を踏まえ、信託各社は、企業年金給付手続き等のオンライン化を実現し、基金様・事業主様、受給権者様の利便性を大きく向上させることを目的として、「LIBE 企業年金マイページ」のサービスご提供に向けた準備を進めてまいりました。

### 2. サービスご提供にかかる今後の予定

現在、システム稼働テストを完了し、基金様・事業主様へのサービスご提供に向けた最終調整を実施しております。

「LIBE 企業年金マイページ」のサービスは、基金様・事業主様の確定給付企業年金制度の総幹事を務める信託各社を通じご提供いたします。

信託各社において、基金様・事業主様へのサービスのご提供に関するご説明を行う準備を進めており、説明開始時期は概ね 2026 年 9 月頃を予定しております。

「LIBE 企業年金マイページ」はサービスリリース後も、信託各社及び株式会社ワークシーの協働により、順次アップデートを行ってまいります。企業年金給付手続き等のデジタル化を通じて、企業年金業界全体の利便性向上と、業務継続の高度化を含む持続的な発展に、引き続き貢献してまいります。

### 3. LIBE 企業年金マイページの特長

「LIBE 企業年金マイページ」は、企業年金給付の給付手続き(裁定)や受給権者情報の適正な把握(現況確認)の DX を推進するために構築された、オンラインプラットフォームであり、基金様・事業主様、受給権者様の双方に以下のような高い利便性をご提供します。

基金様・事業主様の導入メリット	受給権者様の導入メリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・手続きのオンライン化により、紙書類の郵送・保管が不要になります。</li><li>・マイナンバーカードを利用した情報入力等により、届出ミスによる差し戻しを削減できます。</li><li>・公的個人認証サービスの活用により、なりすまし・改ざんを防止し、高いセキュリティを確保します。</li><li>・ダッシュボード画面での直感的なタスク管理、お知らせの一斉配信、リアルタイム操作ガイドの利用等が可能です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・手続きのオンライン化により、紙書類の郵送が不要になります。</li><li>・マイナンバーカードを利用した情報入力等により、手入力の負担を軽減できます。</li><li>・公的個人認証サービスの活用により、住民票の写し等の公的証明書類の添付が不要になります。</li><li>・アプリで手続き状況やお知らせをいつでも確認できます。</li></ul>

### 4. 「LIBE 企業年金マイページ」でご提供する主要機能

(1) 退職時、受給権取得時の裁定請求手続きのオンライン化

① 裁定請求に必要な手続きをスマホアプリにご案内  
(基金様・事業主様 → 受給権者様)

② スマホアプリから裁定請求を実施  
(受給権者様 → 基金様・事業主様)

(2) 個人属性情報の変更手続きのオンライン化

① マイナンバーカードに格納された基本 4 情報の変更を自動検知  
(地方公共団体情報システム機構 → 基金様・事業主様)

- ② スマホアプリから年金受取口座等の個人属性情報変更申請を実施  
(受給権者様 → 基金様・事業主様)
- (3) 年金受給者の現況確認(生存確認)  
マイナンバーカードに格納された電子証明書の失効情報を用いた生存確認  
(地方公共団体情報システム機構 → 基金様・事業主様)

以上



W°rkthy